

児童発達支援管理責任者基礎研修受講要件確認表

<受講対象者>

児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

下記⑦～⑩を全て満たし、全日程を受講できる者とします。

⑦指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の

児童発達支援管理責任者に配置予定の者

⑧「相談支援従事者初任者研修」修了者

(「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む)

⑨研修開始日において児童発達支援管理責任者基礎研修の

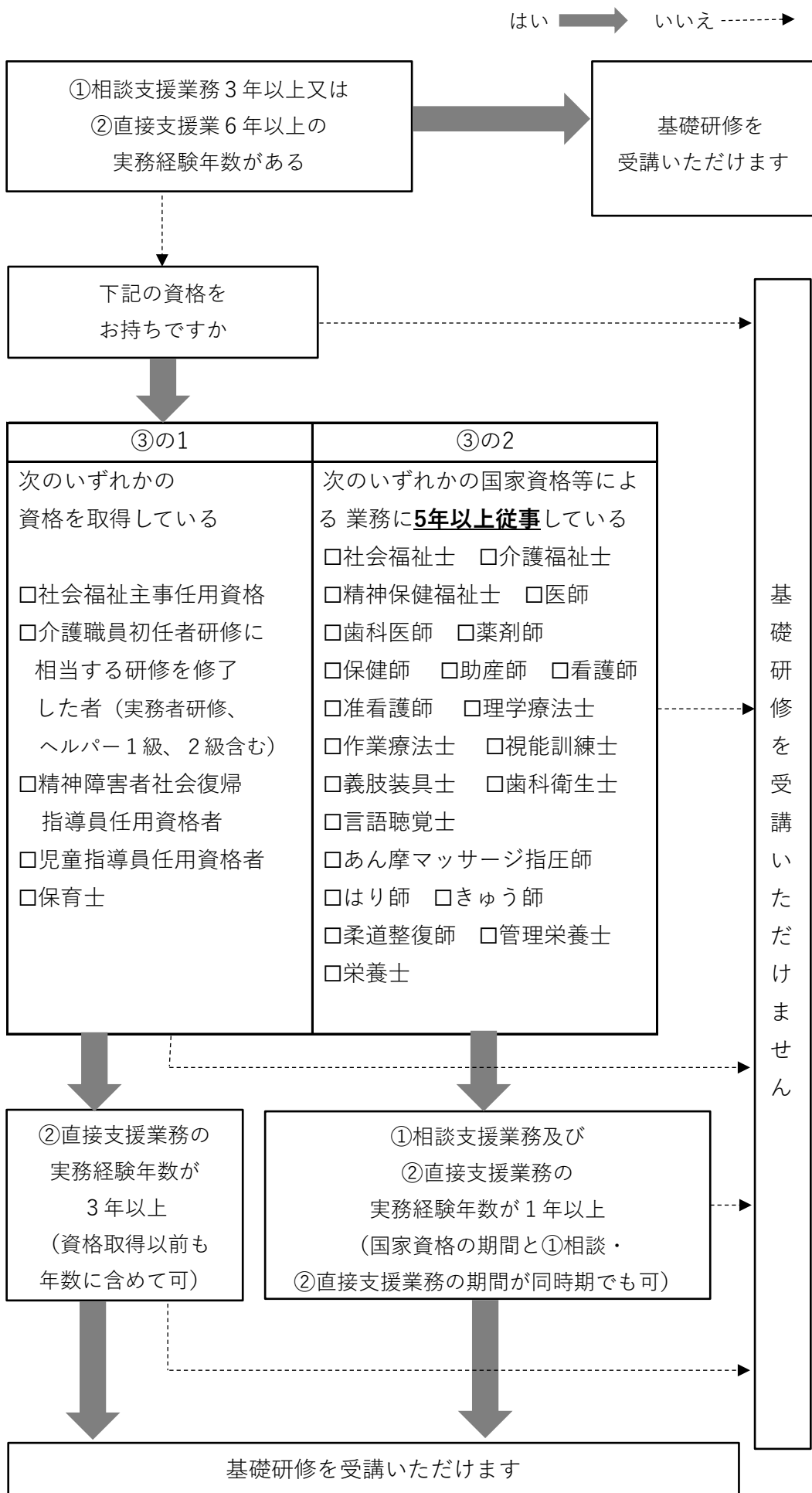
受講要件となる実務経験年数を満たす者。

(※) 児童発達支援管理責任者…

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として

厚生労働大臣が定めるもの

(平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号)」



※1 国家資格等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士のことをいう。

基礎研修 受講に必要な 実務経験年数	児童発達支援管理責任者の実務要件 国の基準で定められている実務要件
① 相談支援業務 経験が 通算3年 以上	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業 ○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○児童家庭支援センター○身体障害者更生相談所 ○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所 ○発達障害者支援センター
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害児入所施設○乳児院○児童養護施設○児童心理治療施設 ○児童自立支援施設○障害者支援施設○精神保健福祉センター ○救護施設*○更生施設*○老人福祉施設* ○介護老人保健施設*○介護医療院*○地域包括支援センター*
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター
	オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において 相談支援の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校 ○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校
	カ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次の いずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者
② 直接支援業務 経験が 通算6年 以上	ア 施設等において介護業務に従事する者 ○障害児入所施設○助産施設○乳児院○母子生活支援施設○保育所 ○幼保連携型認定こども園○児童厚生施設○児童家庭支援センター ○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設 ○老人福祉施設*○介護老人保健施設*○介護医療院* ○病院又は診療所の療養病棟関係病室*
	イ 事業所等において介護業務に従事するもの ○障害児通所支援事業○児童自立生活援助事業○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業 ○地域子育て支援拠点事業○一時預かり事業○小規模住居型児童養育事業 ○家庭的保育事業○小規模保育事業○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業 ○病児保育事業○子育て援助活動支援事業○障害福祉サービス事業 ○老人居宅介護等事業*
	ウ 医療機関等において介護業務に従事する者 ○病院若しくは診療所又は薬局○訪問看護事業所
	エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの ○特例子会社*○助成金受給事業所*
③ の1 有資格者 の 2	ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した ものと認められるもの(ホームヘルパー2級(現:介護職員 初任者研修)以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者
	イ 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1) 区分①から区分③を通算した「従事期間」から、区分① 及び区分②の*を通算した期間を除外して1年以上の者 (2) 国家資格※1による業務に5年以上従事している者

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。